

### 第3回匿名データ部会 議事概要

1 日 時 平成21年2月24日(火) 16:00~17:50

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

廣松部会長、井伊部会長代理、宇賀臨時委員、津谷臨時委員、玄田専門委員、西郷専門委員、星野専門委員、安田専門委員

総務省(政策統括官室(統計基準担当))、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、千葉県、日本銀行

【諮問者】

杉山総務省統計局統計調査部調査企画課長、栗原総務省統計局統計調査部調査企画課調査官

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官

4 議事次第 (1) 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について

(2) その他

5 議事概要

(1) 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について

廣松部会長から、これまでの部会審議を基に作成された「答申(案)」が示され、事務局による朗読の後、項目ごとに順次審議が行われた。

各委員等の主な意見は次のとおり。

【計画の適否とその理由等】

裾きりによるレコード削除(年収等が高額な世帯:答申案1-(2)-ア-(ウ)-b)

- ・ 年収等が高額な世帯に対する匿名化措置に関し「全体に占める構成比が0.5%未満の変数」との記載があるが、ここでは世帯年収の総額に関することのみを記述しており、当該記載では多くの変数に関する記述のように誤解される恐れがあるため、表現を修正すべき。

【今後の課題】

ア 前文

- ・ 今後の課題に挙げられた点については、いずれも早急に検討すべき課題であることから、前文に「速やかに検討」という記述を追加すべき。
- ・ 匿名化措置の基準については、今後、利用者ニーズ等に応じて変更されるよう定期的に見直す機会を設ける旨の記述を追加する必要があるのではないか。

- ・ 匿名化措置の基準に関する定期的な見直しについては、前文の「以下の課題等について検討を進め」の部分に含意されている。

イ 同一の調査に係る複数の匿名データの作成可能性の検討（答申案2 - (1)）

- ・ ペンディングとなっている就業構造基本調査関係の例示については、就業行動に関する研究において各歳別のデータは大変重要であること、具体的かつ重要なニーズが指摘された点については残すべきあること等から、活かす必要がある。
- ・ 就業構造基本調査関係の例示において、「世帯主の年齢を各歳別とする」との記述については、各歳別のデータの重要性は世帯主に限定される訳ではないことから、「15 歳以上の世帯員の年齢を各歳別とする」に修正すべき。
- ・ 全国消費実態調査の年金収入等に関する研究の際にも各歳別データは重要であることから、例示として、就業構造基本調査のほかに全国消費実態調査も追加すべきではないか。
- ・ 全国消費実態調査の例示への追加については、本項目の意見の主眼は複数の匿名データの作成の可能性に関する検討が必要という点にあること、就業構造基本調査は単に一つの例示にすぎないこと、当該作成に当たっては調査客体の特定の可能性等の観点から十分な検討が必要なこと等から、適当でないと考えらる。

ウ 匿名データの作成対象調査の拡大の検討（答申案2 - (2)）

「平成以降に実施したもの」及び「平成より前に実施したもの」という部分については、「平成」のみでは時点が特定されていないので、「平成元年」と修正する必要がある。

エ トップコーディング等が行われた変数の平均値等を提供する措置等の検討（答申案2 - (3)）

- ・ 「回帰分析」という用語は、より一般的な「多変量解析」の方が適当である。
- ・ ペンディングとなっている利用目的を限定した各歳別データの提供に関する記述については、2 - (1) の記述により各歳別のデータの作成の可能性が検討されるのであれば不要である。
- ・ 「メタデータとして利用者に提供する」との記述については、本部会は匿名データの「作成」に関する審議を任務としていることから、「提供」という用語が適当でないため、「メタデータとして整備する」と修正すべき。

「答申（案）」については、上記意見のうち合意された部分について所要の修正を行うことで了承され、3月9日（月）開催の統計委員会に諮ることとされた。

（2）その他

3月9日（月）の統計委員会への「答申（案）」の提示と併せ、今回の全国消費実態調査等に係る匿名データの作成に関する審議の中で出された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の推進に参考となる意見として、「訓練用・教育用の簡易な匿名データの作成等」及び「匿名データの作成に係るニーズの把握」について、部会長から報告することにつき、意見交換が行われた。

各委員等の主な意見は次のとおり。

- ・ 訓練用・教育用の簡易な匿名データの作成等に関する検討の中には、当該データの作成のみならず、それを「簡便な手続きで提供すること」も含まれることを明確にした方が良い。
- ・ 訓練用・教育用の簡易な匿名データの作成を直ちに行うことが困難な理由の一つとして、統計法の見直しが必要であることを挙げられているが、同法の運用の中で対応できることもあるので、広く受け取られるよう「法令」の見直しが必要であることとした方が良い。
- ・ 匿名データの作成に係るニーズの把握について、基本計画に関する統計委員会の答申に挙げられている関係学会や経済界等との意見交換の場を利用して行うとのことだが、「経済界」とは一般的に経営者の団体を指すものであり、匿名データの利用者としては考えにくいのではないかと。

統計委員会での部会長からの報告については、上記の意見を踏まえつつ行うこととされた。

総務省政策統括官室から、調査票情報等の利用及び提供に係る制度の概要について、参考説明が行われた。

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>